

糸満市重層の支援体制整備事業移行計画

令和7年2月

糸 満 市

目 次

| | |
|--|----|
| § 1. 計画の基本的な考え方 | 2 |
| 1. 目的 | 2 |
| 2. 計画期間 | 2 |
| 3. 策定体制 | 2 |
| § 2. 重層的支援体制整備事業 | 3 |
| 1. 重層的支援体制整備事業の概要 | 3 |
| 2. 本市の実施状況・課題・取組内容等 | 4 |
| (1) 包括的相談支援事業 | |
| ①事業概要 | 5 |
| ②本市の既存事業 | 5 |
| ③包括的相談支援事業における重層的支援体制整備事業への移行に 向けた課題等 | 6 |
| ④課題等に対する解決策・取組内容 | 6 |
| (2) 多機関協働事業【新規】 | |
| ①事業概要 | 6 |
| ②事業の対象 | 6 |
| ③多機関協働事業における課題等 | 7 |
| ④課題等に対する解決策・取組内容 | 7 |
| (3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業【新規】 | 7 |
| ①事業概要 | 7 |
| ②事業の対象 | 7 |
| ③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業における課題等 | 7 |
| ④課題等に対する解決策・取組内容 | 8 |
| (4) 参加支援事業【新規】 | 8 |
| ①事業概要 | 8 |
| ②事業の対象 | 8 |
| ③参加支援事業における課題等 | 8 |
| ④課題等に対する解決策・取組内容 | 8 |
| (5) 地域づくり事業 | 9 |
| ①事業概要 | 9 |
| ②本市の既存事業 | 9 |
| ③地域づくり事業における課題等 | 10 |
| ④課題等に対する解決策・取組内容 | 10 |
| 3. 計画の推進 | 11 |
| 取組スケジュール | 11 |
| 【参 考】 | 12 |

糸満市重層的支援体制整備事業移行計画

§ 1. 計画の基本的な考え方

1. 目的

糸満市重層的支援体制整備事業移行計画（以下、「移行計画」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の4第2項に基づき、本市において、対象者の属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する重層的支援体制整備事業の実施に向けた準備事業を行うことを目的とする。

2. 計画期間

令和6年度～令和7年度（2年間）

※重層的支援体制整備事業への移行予定年度を令和8年度とする。

3. 策定体制

糸満市重層的支援庁内推進委員会および作業部会

§ 2. 重層的支援体制整備事業

1. 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業は、高齢者や障害者、こどもなどの分野や世代を問わずに、包括的に受け止める「相談支援（属性や世代を問わない相談の受け止め）」、社会とのつながりを作るための「参加支援」、交流や参加、学びの場となる「地域づくり」を一体的に実施することで、市民の抱える複雑化・複合化した課題の解決や、制度の狭間にあるニーズに対応できるよう創設された事業である。

| | | |
|-----------|------------|-----------------------|
| I 相談支援 | 各法に基づく既存事業 | (1)包括的相談支援事業 |
| | 新規事業 | (2)多機関協働事業 |
| | 新規事業 | (3)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 |
| II 参加支援 | 新規事業 | (4)参加支援事業 |
| III 地域づくり | 各法に基づく既存事業 | (5)地域づくり事業 |

2. 本市の実施状況・課題・取組内容等

| 機能 | | 本市の既存事業 | | | 実施状況 |
|--------------|-------------------|---------|---|--------------------------------|------|
| I 相談支援 | 包括的相談支援事業 | 高齢 | 地域包括支援センターの運営（介護保険法第115条の45第2項第1号～第3号） | 基幹型地域包括支援センター 地域型地域包括支援センター | 実施 |
| | | 障害 | 障害者相談支援事業（障害者総合支援法第77条第1項第3号） | 基幹相談支援センター 委託相談支援事業所 | 実施 |
| | | 子ども | 利用者支援事業（子ども・子育て支援法第59条第1号） | こども家庭センター 利用者支援事業（特定型） | 実施 |
| | | 困窮 | 生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法第3条第2項） | くらしのサポートセンター | 実施 |
| | 多機関協働事業 | 新規事業 | | | 未実施 |
| | アウトリーチ等を通じた継続支援事業 | 新規事業 | | | 未実施 |
| | II 参加支援 | 参加支援事業 | 新規事業 | | |
| III 地域づくり | 地域づくり事業 | 高齢 | 一般介護予防事業（介護保険法第115条の45第1項第2号）のうち地域介護予防活動支援事業 | 願寿館事業 | 実施 |
| | | 高齢 | 地域支援体制整備事業（介護保険法第115条の45第2項第5号） | 生活支援体制整備事業 | 実施 |
| | | 障害 | 地域活動支援センター事業（障害者総合支援法第77条第1項第9号） | 障害者地域活動支援センター | 実施 |
| | | 子ども | 地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第59条第9号） | 地域子育て支援拠点事業 | 実施 |
| | | 困窮 | 生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（生活困窮者自立相談支援事業等の実施について（令和6年3月1日社援発0301第79号）別紙）4（4）ス（エ）） | 地域福祉コーディネーター配置事業 | 実施 |

(1) 包括的相談支援事業 ※移行準備の進捗に応じて重層的支援体制整備事業へ移行

①事業概要

包括的相談支援事業においては、高齢(介護)、障害、こども、保健、生活困窮分野ごとに行われている相談支援の各事業者が、相談者の属性(分野等)に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止めることが可能となり、分野横断的に包括的な支援体制を整備することができる。

具体的には、相談者の世代、相談内容などに関わらず、相談を受け止め、本人に寄り添い、関係機関との連携により、抱える課題の解きほぐしや整理を行う。そのうち、複雑化・複合化した支援ニーズを抱える事例など、解決が難しい場合は、多機関協働事業者に支援を依頼する。

②本市の既存事業

| 分野 | 事業名 | 事業内容 | 実施方法 | 箇所数 |
|------|--------------------------------------|--|----------|---------------|
| 高齢 | 地域包括支援センター 基幹型 地域型 | 高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防に必要な援助を行い、高齢者の保健医療の向上および福祉の推進を包括的に支援を行う。 | 直営 委託 | 基幹：1 地域型：1 |
| 障害 | 相談支援事業 障害者基幹相談支援センター 委託相談支援事業所 | 地域の障害児者等の相談に応じ、障害福祉サービスの情報提供や利用支援・虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整・権利擁護のために必要な支援を行う。 | 委託 | 基幹：1 事業所：0 |
| こども | こども家庭センター 利用者支援事業 (特定型) | 母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援、こどもと子育て家庭(妊産婦を含む)の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供する。 こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うと共に、関係機関との連絡調整を行う。 | 直営 | 2 |
| 生活困窮 | 自立相談支援事業 くらしのサポートセンター | 失業等により経済的な問題で生活に困っている方、働くことに不安を抱えている方、住居を失う恐れのある方(または喪失された方)、家族のことで悩んでいる方など、生活や就職の問題を抱えている方への相談支援を行う。 | 委託 | 1 |

③包括的相談支援事業における重層的支援体制整備事業への移行に向けた課題等

- ・委託の相談支援機関に対して本事業の役割や分野を超えた相談支援の一体的な実施について周知できていない。
- ・各相談支援機関の機能や役割、サービス内容等について、把握・理解する機会や場がなく、共有できていない。
- ・相談支援機関の分野を超えた連携について、直営（庁舎内）の相談支援機関同士の分野を超えた連携は図られているが、委託（庁舎外）と直営（庁舎内）の相談支援機関同士、委託（庁舎外）との相談支援機関間の連携が十分でない。
- ・複雑化・複合化した課題の整理、役割分担などをコーディネートできる人材、経験者等が少ない。包括的に相談を受け止められる支援者の資質向上が求められる。
- ・既存の相談窓口となっている職員が、受け止めた相談を適切な支援機関につなぐ知識や判断力が求められる。
- ・相談員の異動や交替等により、支援内容が変わったり、支援が滞ったりせず、継続した支援ができる体制づくりや連携が必要。
- ・相談員などが疲弊しないよう、支援者を支援する仕組みが求められている。

④課題等に対する解決策・取組内容

- ・既存の相談機関や窓口、サービス等を「見える化」し、周知・啓発に取り組む。
- ・本事業の役割、各相談支援機関の機能や役割、サービス内容等について情報共有の機会を設ける。
- ・必要な相談支援関係機関同士へのつなぎや、適切な支援に近づけることを学ぶための研修や勉強会等を実施する。

(2)多機関協働事業 【新規】

①事業概要

多機関協働事業は、複雑化・複合化した事例に対応する相談支援関係機関の抱える課題の把握や、各相談支援機関同士の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整機能の役割を果たすもので、主に支援者を支援する役割を担う。

原則、本人から利用申込により「相談受付」を行い、紹介元の相談支援機関等からの情報に基づき「アセスメント」を実施し、その結果を踏まえて「プラン(案)を作成」する。「重層的支援会議」において、支援機関の役割分担や、支援の目標・方向性を整理したプランについて十分に議論し、支援を実施する。

②事業の対象

- ・複雑化・複合化した課題を抱えている人
- ・単独の支援機関では対応が難しく、複数の支援機関が関わっている人
- ・各支援機関の役割分担、支援の方向性などの整理が必要な課題を有する人

③多機関協働事業における課題等

- ・複数の専門機関等が関わり対応困難となっているケースに対応することになるが、支援の役割分担や支援プランの整理など、多分野で対応できる人材や経験者が少ない。
- ・本事業担当者の負担過多とならないような体制づくりが重要である。
- ・介護保険の協議体の仕組みのように、不足する社会資源を検討する場が必要。
- ・重層的支援会議の運営方法（構成員、会議の開催頻度、同会議開催までのフロー、既存の会議体の活用方法、同会議で対応する場合の判断基準など）を検討し、各相談支援機関で共通理解を図る必要がある。
- ・プランやアセスメントシートの作成や重層的支援会議の準備に手間がかかると、同会議に情報があがらなくなる可能性があり、相談支援機関の負担を減らせる運用にする必要がある。

④課題等に対する解決策・取組内容

- ・多機関協働事業の対象とする事例をできるだけ明確化し、マニュアル作成等により、構成員会議の開催頻度（定時、随時の組み合わせなど）、会議の開催までのフロー、既存の会議体の活用方法、会議で対応する場合の判断基準、対象者等を検証・検討しながら、庁内関係部署および相談支援事業者等において共通認識を持つ。

(3)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 【新規】 ※移行準備の進捗に応じて実施

①事業概要

本事業は、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、本人と関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりの形成に向けた支援である。

対象者を把握するため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集する。

支援対象者に対しては、関係性を構築するための方策を検討するための「事前調整」、本人や世帯との「関係性構築に向けた支援」、「家庭訪問」、「同行支援」などをおこなう。

②事業の対象

- ・複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えている人
- ・自ら支援を求めることができない人
- ・支援につながることに拒否的な人 など

③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業における課題等

- ・現状に満足し問題意識が薄い家族や本人、セルフネグレクト、支援につながることに拒否的な者等へのアプローチは、困難が予想され、支援者の技術等が求められる。
- ・必要な支援が届いていない人を把握するための方策の検討が必要である。

- ・本人との信頼関係の構築から支援の終結まで、長期的な関わりが必要である。
- ・外国籍の人や障害など意思疎通に配慮を要する人などへ対応できる人材の確保。
- ・同様の役割を担っている既存の事業との棲み分けが必要。

④課題等に対する解決策・取組内容

- ・必要な支援が届いていない人を把握する手段や方法を検討し、相談支援関係機関同士で共有する。
- ・本人との信頼関係の構築やつながりづくりの方法を検討する。
- ・専門的な知識・技術を有する支援者を有し、適切な支援を実施できる法人・事業者等への業務委託を検討する。

(4)参加支援事業【新規】 ※移行準備の進捗に応じて実施

①事業概要

既存の参加支援に向けた事業では対応できない個別のニーズに対応するため、地域の社会資源への働きかけや拡充を図り、本人や世帯のニーズに合った支援メニューのコーディネート及びマッチングを行う。

また、マッチングをした後に、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等をおこない、社会とのつながりづくりに向けた支援を実施する。

②事業の対象

- ・既存制度の社会参加に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人など（具体例）
- ・8050世帯の50代の者など世帯全体として経済的困窮者の状態にないが、子がひきこもりの状態である世帯
- ・障害者総合支援法のサービスの支援対象にならないひきこもり状態の人
- ・精神的に不調があり、社会にでることに不安がある人
- ・親や家族に頼れず、児童福祉法の対象にもならない10代後半～20代の若者等

③参加支援事業における課題等

- ・既存の参加支援の取組や活用できる社会資源、支援メニューの把握と整理が必要。
- ・支援のマッチングからフォローアップ、定着まで、段階的・長期的な関わりが求められる。
- ・対象者を受け入れる支援機関や社会資源側の支援も必要となる場合があることが想定される。

④課題等に対する解決策・取組内容

- ・既存の取組や社会資源などの把握と整理を行うとともに、先進事例等を参考に、社会資源を拡充し活用する場合の手法を検討・マニュアル化を図る。
- ・対象者との関係性を途切れさせないよう、長期的な支援の方法、支援者が変更となる場合のつなぎなどを検討し、支援関係者間で共有する。

- ・専門的な知識・技術を有する支援者を有し、地域資源への一定の理解のある適切な支援を実施できる法人・事業者等への業務委託を検討する。
- ・資源創出につながる参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、地域づくり支援を検討する。

(5)地域づくり事業 ※移行準備の進捗に応じて重層的支援体制整備事業へ移行

①事業概要

高齢(介護)、障がい、こども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくり事業の取組を活かしつつ、世代や属性(分野)を超えて、住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備し、人と人、人と居場所をつなぎ合わせることで、交流・参加・学びが生まれ、広がるよう働きかける。

また、多様な担い手が出会うプラットフォームを促進し、地域における活動の活性化や発展を図る。

②本市の既存事業

| 分野 | 事業名 | 事業内容 | 対象者 | 実施方法 | 箇所数 |
|------------|------------------|---|-------------------------------------|----------|--------|
| 高 齢 | 生活支援体制整備事業 | 生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化、高齢者の社会参加の推進を目的とする | 65歳以上の高齢者及び地縁団体(自治会)、NPO団体、企業など | 直営 委託 | 1 1 |
| | 願寿館事業 | 介護予防活動の普及・啓発を行う | 65歳以上の高齢者 | 委託 | 1 |
| こども | 地域子育て支援拠点事業 | 地域において子育て親子の交流等を行う場を開設し、子育てについての相談、情報提供、援助を行い、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。 | 概ね3歳未満の子と保護者 | 直営 委託 | 2 1 |
| 障 害 | 障害者地域活動支援センター | 障害者等を通わせ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図る。 | 障害児・障害者 | 委託 | 1 |
| 生 活 困 窮 | 地域福祉コーディネーター配置事業 | 地域における要援護者等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域の要援護者等に対する自立生活の支援と福祉の向上に資する。 | 高齢者、障害者、ひとり親家庭等の社会的援護を要する者とその家族・親族等 | 委託 | 1 |

③地域づくり事業における課題等

- ・地域でおこなわれている様々な活動が、属性にとらわれない受け皿として地域づくりの基盤となることが重要となっている。
- ・既存事業や社会資源となっている交流の場や居場所等が十分に活用されているか、支援ニーズに対応できる状況かを把握し整理する必要がある。
- ・既存事業から移行する際に、対象者の範囲や規模、既存事業とのすみ分けなどの検討が求められる。

④課題等に対する解決策・取組内容

- ・既存分野の地域づくり事業の実施内容把握と、専門分野以外の受け入れが可能な拠点については、属性にとらわれない支援を検討していく。
- ・既存の交流の場や居場所等の周知・啓発を強化し、既存事業を優先して活用する。

3. 計画の推進

- ・重層的支援の実施にあたっては、支援ニーズや支援内容が多岐にわたることから、全庁的な取組が不可欠であり、庁内推進委員会を中心に、各部署間の連携体制の強化を図る。
- ・支援に関わる職員のスキルアップ、各課における事業への理解を深めるため、庁内勉強会等を随時開催する。
- ・各事業が円滑かつ効率的に実施できるよう、相談のつなぎ先、社会資源や支援メニューを共有するためのツールを検討（開発）する。
- ・移行準備期間中における各事業の進捗および実施状況等に応じ、適宜、計画内容を見直していくものとする。

取組スケジュール

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------------------|---------------------|---------------------|----------------|
| | 移行準備事業 | | |
| 事業計画 | 移行計画策定 | 実施計画策定 | |
| 包括的相談支援事業 | 課題整理 移行準備事業として実施 | 移行準備事業として 先行実施 | 交付金事業 として実施 |
| [新] 多機関協働事業 | 課題整理 | 移行準備事業として 先行実施 | |
| [新] アウトリーチ等 継続的支援事業 | 課題整理 事例研究 | 課題整理 移行準備事業として実施 | |
| [新] 参加支援事業 | 課題整理 事例研究 | 課題整理 移行準備事業として実施 | |
| 地域づくり事業 | 課題整理 事例研究 | 課題整理 移行準備事業として実施 | |

【参考】

重層的支援体制整備事業への移行計画の策定について

[重層的支援体制整備事業への移行準備事業実施要領より]

1. 計画策定の必要性

重層的支援体制整備事業は、既存の介護、障害、子ども・子育て、保健、生活困窮の相談支援や地域づくり等の取組を活かしつつ、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくり支援を一体的に実施することが求められることから、重層的支援体制整備事業への移行に向けて、市町村内の関係部局がこれまで以上に連携するとともに、支援関係機関をはじめとする庁外の関係者とも議論を積み重ねることが極めて重要である。

このため、関係部局を横断した職員による庁内連携会議を開催し、移行に向けた具体的な取組について検討し、移行に向けた具体的な取組内容を含む移行計画を策定することとされている。

2. 計画内容

- ・ 重層的支援体制整備事業への移行予定年度
- ・ 移行に向けた課題とその解決策
- ・ 移行に向けた具体的な取組内容
- ・ 重層的支援体制整備事業に含まれる各事業を一体的に実施するための具体的な方策

3. 策定組織 = 庁内連携会議

庁内連携会議の構成員は、移行準備事業の担当部署、介護、障害、子ども・子育て、保健、生活困窮分野の担当部署を基本とし、労働、教育、住まい、地域再生等の担当部署、分野横断の政策のとりまとめ担当部署など多様な関係者が考えられる。

各市町村においては、包括的な支援体制を構築する上で必要な関係部署を幅広く構成員とすることを検討すること。